

平成29年1月5日開会
(農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第1回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年1月5日(木)
- 2 開会日時及び場所
平成29年1月5日(木) 午後1時58分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年1月5日(木) 午後3時12分
- 4 委員氏名

(1)出席者(16名)

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	14番 吉田 良一	15番 平野 利光
16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定	28番 田浦 則利
32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳

(2)欠席者(2名)

7番 渡辺 勝美 11番 松尾 文昭

(3)部会長の求めにより出席した委員(1名)

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
課長補佐	増富 浩彦
嘱託	大石由紀子
嘱託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定
について
- 日程第6 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第6号 土地改良事業に参加する資格について

午後 1 時 58 分開会

○事務局長（江口 秀司君） あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。それでは、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆様方、平成 29 年になりまして、正月早々ではございますけども、まず、あけましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。なお、いろいろ事件事案等々、難題が山積しております。事務局また委員の方々、どうか協力方よろしく願いいたします。それでは始めさせていただきます。

ただいまから平成 29 年第 1 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしく願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 5 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 6 号土地改良事業に参加する資格について、以上 6 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 12 条の規定により、3 番、大島委員、8 番、本田委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第 1 号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。受付番号 67 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32 番 鶴殿 徳康君） 議席番号 32 番、鶴殿です。農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の受付番号67番については、相手方の要望により買い受ける案件でございます。現地調査会時は、特に問題は認められなかったのですが、その後、地元委員より、譲受人の経営する他の農地に問題があるのではないかと報告を受けまして、事務局に確認をとっていただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○課長補佐（増富 浩彦君） 今、鶴殿委員から、ご説明がありましたとおり、現地調査会時は問題はありませんでしたが、12月29、30日にかけて、中川委員のほうから、以前、娘さん名義で購入した農地に無断で石積み用の石が置いてあるということで連絡が入りまして、1月4日の日に現地確認をして、その後、申請者、当事者並びに申請代理人に電話連絡をしました。石を置いた理由については、農地の復元用で、多業種に使う目的でないことはわかっておりますが、今回の3条申請許可前ですので、申請者に指導しております。石積み用の石ですけれども、農地に置いてありますので、一時転用の許可をとってもらわないと、今回の3条申請も不許可になりますよということを伝えてあります。

今回は事務局の案ですけれども、条件つきで許可書を交付しようと考えておりますが、農業委員さんたちの意見をちょっと聞いてから、この部会で決定してもらえればなと思っております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ご質疑ございませんか。

○委員（10番 横田 晴喜君） 今の説明で、違反転用ではないかというようなことで、意見だろうと思いますが、事務局がそういう指導しているならば認めていいんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 横田委員より発言がありましたが、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第1号、受付番号67番は事務局の説明どおり条件つきで許可相当と認めることにご異議ありませんか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 条件の内容なんですけれども、その一時転用の許可と一緒に、今回の3条申請の許可もするという内容です。それでいいかどうか。

○議長（馬場 保君） よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、条件つきで許可することに決定しました。

次に、受付番号68番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による

許可申請の受付番号68番については、農業後継者の妹に贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号68番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第1号、受付番号68番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号69番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号69番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号69番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第1号、受付番号69番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号70番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号70番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号70番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第1号、受付番号70番は許可相当と認

めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号71番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号71番については、親へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められませんが、現地調査会では高齢の親に贈与するのは問題があるのではないかという意見が出ました。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号71番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。これはやはり88歳の方が農業を再開するというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思います。その点はどんな考えで、農業再開すると言われたのか。意見を含め、内容はどんな状況でしょう。

○議長（馬場 保君） 暫時休憩します。

午後2時12分休憩

(休憩中、事務局より譲受人の農作業従事状況等を説明)

午後2時25分再開

○議長（馬場 保君） 再開します。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第1号受付番号71番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号72番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号72番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号72番について、ご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第1号、受付番号72番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号73番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号73番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号73番について、ご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第1号、受付番号73番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号74番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） 議席番号28番、田浦です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号74番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号74番について、ご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第1号、受付番号74番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号75番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号75番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと思われま

す。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号75番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第1号、受付番号75番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第2号について議案書をもとに説明）

本案件は、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われま

す。

○議長（馬場 保君） 受付番号11番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号11番について、申請人は、発電用施設用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えま

す。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号11番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第2号、受付番号11番の転用申請を認

めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第3号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項に該当するような事実はないと思われ
ます。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号48番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号48番について、申請人は、隣接している商業施設の駐車場への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、雲仙市役所瑞穂総合支所より300メートル以内にあることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号48番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号48番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号49番、50番については使用貸人・使用借人が同一の案件ですので、一括して審議したいと思います。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号49番、50番について、申請人は、牛舎・堆肥舎・農業用資材置場への転用を計画されております。申請地は平成28年12月20日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると考えられますが、転用目的が農業用施設であることから例外的に許可することが

できる案件であると思われます。現地調査会では、排水について質問が上がり、事務局に確認をとるようお願いしておりましたので、説明をお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。事務局、説明を求めます。

○課長補佐（増富 浩彦君） 現地調査会です。被害防除計画なんですけれども、排水計画で自然流下となっております。そこで別添2の20ページを開いてみてください。申請地の西側になるんですけれども、道があります。少し雨がひどく降ったときに、私も雨の日にちょっと見に行ったんですけれども、申請地に降った雨が、自然流下せずに道のほうに結構流れ出てきておりました。その関係で申請代理人の行政書士のほうにですね、何とかここは改良できないかということで指導に行きました。市道のほうには流れ出ないように工夫して施工するよというこで指導をしております。申請地に一応傾斜をとって、ため升をとって、市道には雨水が流れ出ないように工夫して施工しますというような回答を代理人の行政書士よりもらっておりますので、報告しておきます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号49番、50番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） これは間違いなく、そういう工事はするんですよね。

○課長補佐（増富 浩彦君） 終わってから確認には行きます。

○委員（16番 森崎 茂徳君） それでしたらいいです。

○議長（馬場 保君） 森崎委員よりご質疑ありましたけれども、ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号49番、50番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号51番について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号51番について、申請人は一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は農振白地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅用地であり、申請地が集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

現地調査会では、排水について質問が上がり、事務局に確認をとるようお願いしておりましたので、説明をお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。事務局、説明を求めます。

○課長補佐（増富 浩彦君） 別添2の28ページをごらんください。818番1というところが今回の申請地なんですけれども、その隣に道と書いてあるところがあります。実はこの道の中に既設管が埋設してありまして、その管に接続するという回答をもらっております。掘り返したときの写真と接続したときの写真を、後日、提出していただくようお願いしています。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号51番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号51番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号52番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号52番について、申請人は一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は農振白地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅用地であり、申請地が集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われれます。現地調査会では、排水の質問がありましたが、先ほど事務局より説明いただいたとおりです。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号52番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号52番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号53番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号53番について、申請人は一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号53番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号53番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号54番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号54番について、申請人は一般個人住宅の敷地の拡張を計画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号54番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号54番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号55番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委

員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号55番について、申請人は、事業拡大のため倉庫建設用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、宅地に囲まれていることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号55番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号55番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号56番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号56番について、申請人は、一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は平成28年9月12日に農振除外がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が住宅用地であり、集落に接続していることから、例外的に許可することができる案件であると思われれます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても問題ありませんでしたので、許可に当たって問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号56番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号56番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号57番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委

員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号57番について、申請人は、住宅への進入路の拡張と駐車場用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、宅地に囲まれていることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号57番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号57番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号58番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号58番について、申請人は、隣接している法人の保養施設の緑地帯への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号58番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第3号、受付番号58番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第4号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づいた適正な計画であると思われま
す。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第4号に対する質疑を見開き2ページごと
に行います。16ページ、21番、22番は所有権移転による案件、17ページ、23番、24
番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

13ページから14ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、15ページから16ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、17ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計
画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第5号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題としま
す。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第5号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基
づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた
農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第5号に対する質疑を一括で行いますので、ご質疑がある場合は、ページ番号と整理番号
をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第5号農用地利用配分計画（案）につい
ては、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第5号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、議案第6号土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第6号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。昨年、審議し承認しました、桃山田地区農業競争力強化基盤整備事業と山田原第2地区農業競争力強化基盤整備事業の土地改良法3条資格者の追加と交代の承認申請が提出されております。

議案第6号について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第6号、土地改良事業に参加する資格、及び交代の承認に当たって、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年1月 5日

議 長

署名委員

署名委員